

# 新生・UTIインドファンド 2019年度予算案

2019年2月1日、インド財務相は、2019年度(2019年4月～2020年3月)の政府予算案を発表しました。同予算案について、当ファンドが投資する外国投資信託「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A 投資証券(以下、「投資先ファンド」)の運用会社であるUTIAセット・マネジメント(以下、「UTI」)より受領したコメントをもとにレポートを作成いたしました。

## <運用会社からのコメント(2019年2月5日現在)>

### ■ 注目ポイント

- 財政赤字を抑制しながら経済成長の加速に重点を置いた予算案
- 農家や中間所得層、地方経済への支援を通じて消費支出の拡大を図り経済成長を刺激
- インド株式市場では、消費財や不動産などのセクターに追い風となる可能性

※ 当資料において、特に記載がないかぎり、前年度比は2018年度予算実績見込み対比で表示しています。

### ■ 2019年度予算案は前年度比+13%

インドの2019年度予算案は、財政赤字の規模を抑制しながら、経済成長の加速に重点を置いた内容となりました。

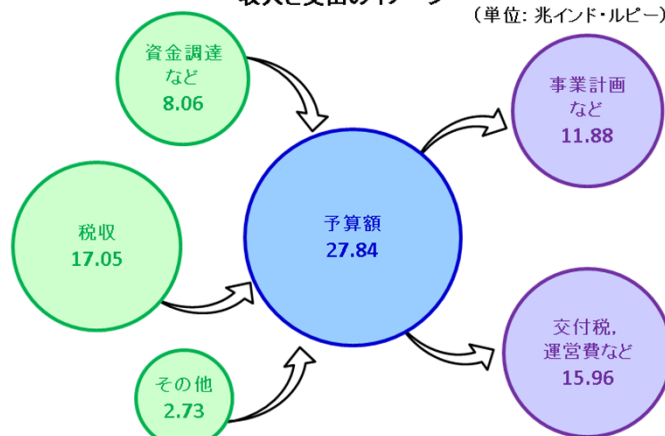
予算規模27.8兆インド・ルピー(約42.6兆円\*1)となり、前年度比(以下同じ)で13%増となります。

インド経済の回復を反映し、税収は15%増が見込まれています。一方で、支出面では、事業計画などへの支出が14%増となっています。

財政再建は計画よりもやや遅れ気味で、2018年度(2018年4月～2019年3月)の実績見直しにおける財政赤字がGDP対比3.4%となる一方で、2019年度の予算案でも3.4%と、おおむね横這いとなっています。ただ、2019年度の財政赤字目標である3.1%をやや上回る水準となりました。

\*1: 為替レート1.53円/インド・ルピー(2019年1月31日)で換算。以下同じ。

2019年度(2019年4月～2020年3月)予算案  
収入と支出のイメージ (単位: 兆インド・ルピー)



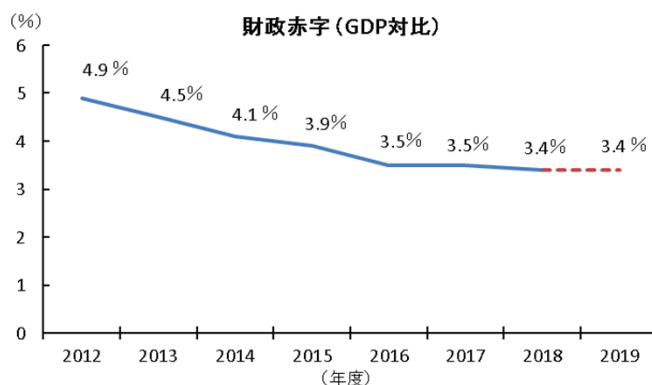
### ■ 中間所得層などに対する支援策

今回の予算案では、年間所得が50万インド・ルピーまでの所得層に対する免税措置を打ち出しており、これら所得層の年間可処分所得が約12,500インド・ルピー増加すると見込まれています。

また、給与所得者の年間所得控除額について、現行の40,000インド・ルピーから50,000インド・ルピーへの引上げが予定されており、結果として、給与所得者についても可処分所得の増加が見込まれます。

### ■ 地方経済の活性化とインフラ整備

小規模農家に対する年間6,000インド・ルピーの現金給付が盛り込まれたほか、地方圏を結ぶ道路網の整備に1,900億インド・ルピー(約2,907億円)が計上されています。また、農村の雇用保証や農家向け金利補助、肥料補助金の引上げ、作付融資の引上げなどの予算が盛り込まれています。



※ 2018年度は実績見込み、2019年度は当初予算案見直し

出所：インド政府機関などのデータをもとに  
新生インベストメント・マネジメントにて作成

(次ページへ続く)

**<運用会社からのコメント(2019年2月5日現在)>**

(前ページから続く)

**■ 産業セクターへの影響**

2019年度の予算案は、消費財や不動産などのセクターにはプラス要因といえます。まず、政府は、消費支出を押し上げることでインド経済の活性化を図ろうとしており、その意味で、消費財セクターにプラス要因と考えられます。また、設備稼働率は緩やかな上昇基調にあり、今後、消費支出が増加すれば、民間の設備投資が増加すると見られます。過去2～3年間の企業収益の伸びは、どちらかと言えば低調でしたが、今後は加速していくことが見込まれます。

投資先ファンドでは、インド株式市場の長期的な成長性に対して明るい見方を維持しており、特に、銀行／金融サービスや情報技術、ヘルスケア、消費財などのセクターを有望視しています。一方で、資本財・サービスや金属、エネルギーなどのセクターには慎重な見方を続けています。

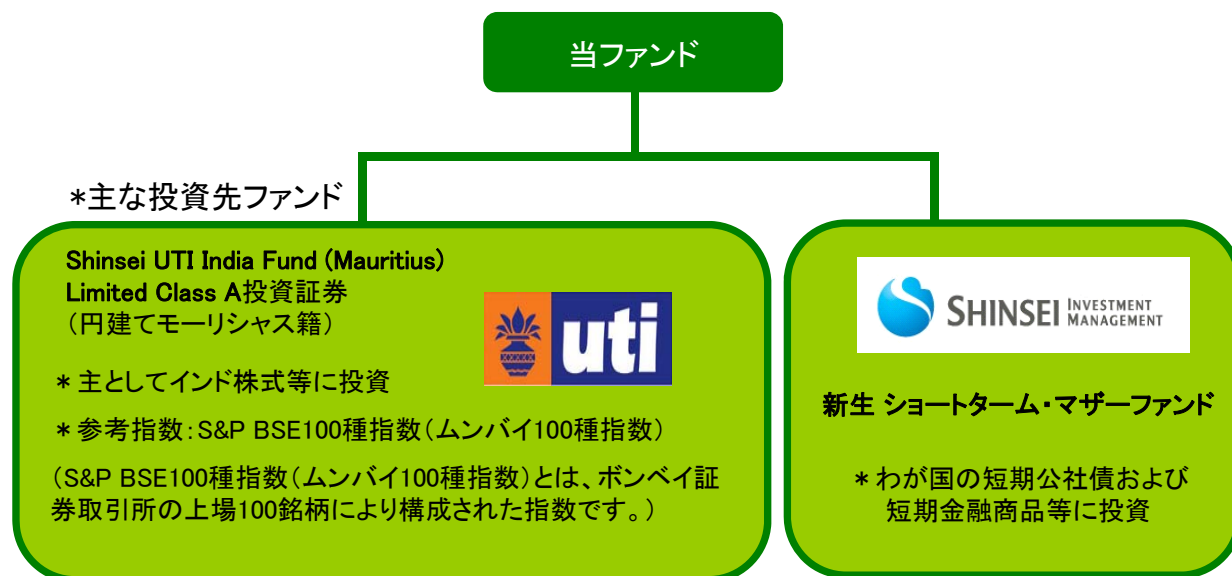
セクター	予算案の内容	期待される効果
消費財	小規模農家に対する現金給付	可処分所得の増加などによる消費支出の喚起
	給与所得者に対する所得控除額の引上げ	
	地方経済活性化策	
ヘルスケア	ヘルスケア政策の基幹となる健康維持施策に6,350億インド・ルピー(約9,715億円)を割り当て	良質な医療機関や医薬品の利用の簡便化による利用者の増加
銀行／金融サービス	地方経済活性化策	地方に支店を有する銀行を中心に預金量の増加や資金調達コストの低下の恩恵
	物品サービス税(GST)の対象となる中小企業の借入金の金利補助	貸出金の増加に追い風
自動車／自動車部品	小規模農家に対する現金給付	地方における二輪車などの需要拡大と新規市場の創出を後押し
	中間所得層による免税措置	二輪車や小型車の需要を後押し
不動産／建設資材	持家の名目賃料の課税免除を従来の1軒から2軒分に拡大	不動産需要の拡大
	不動産会社が保有する在庫物件への課税免除期間の長期化	不動産会社の費用負担軽減による不動産価格の適正化と市場拡大 不動産市場の活発化による建設資材会社への波及効果
インフラストラクチャー ／資本財	地方の道路網整備計画予算が22.6%増	関連企業における受注額の安定した伸び
	鉄道関連事業には、車両購入や路線網の倍増などを中心に総額1.59兆インド・ルピー(約2.4兆円)を配分	
	地下鉄整備やインド北東部におけるインフラ整備などの計画	

\* 上記の内容は、運用会社のコメント作成時点または当資料の作成時点における見通しであり、予告なく変更されることがあります。また、上記の内容は、その正確性や実現性が保証されたものではありません。

**<当ファンドの特色>**

■主にインド株式へ投資を行う「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A投資証券への投資割合を高位に保つことをめざします。また、投資先ファンドの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

■当ファンドの主要投資対象である投資先ファンドは、インド国内の大手投信会社であるUTIグループが運用します。投資先ファンドにおいては、マクロ分析やセクター分析を行うトップダウン・アプローチと個別銘柄の定量分析や定性分析を行うボトムアップ・アプローチを併用して運用を行います。



## 【お申込みメモ】投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

ファンド名	新生・UTIインドファンド
商品分類	追加型投信/海外/株式
当初設定日	2006年12月27日(水)
信託期間	無期限とします。
購入・換金単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に、0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、7営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取り消し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込を取消す場合があります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託契約を解除することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配金	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円を上限とします。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入換金のお申込はできません。 ・モーリシャスの銀行休業日 ・ボンベイ証券取引所の休業日 ・ナショナル証券取引所の休業日
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税制上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

## お客さまには以下の費用をご負担いただきます。

## ●お客さまが直接的にご負担いただく費用(消費税率が8%の場合)

購入時手数料	購入価額に <b>3.78%(税抜 3.5%)</b> を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。	

## ●お客さまが信託財産で間接的にご負担いただく費用(消費税率が8%の場合)

運用管理費用 (信託報酬) (括弧内数字は税抜)	当ファンドの 運用管理費用・年率 (信託報酬)	<b>1.2312%(1.14%)</b>	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
	(委託会社)	<b>0.4212%(0.39%)</b>	委託した資金の運用の対価です。
	(販売会社)	<b>0.7560%(0.70%)</b>	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
	(受託会社)	<b>0.0540%(0.05%)</b>	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	投資対象とする 投資信託証券・年率	<b>0.70%</b>	管理・投資運用等の対価です。
実質的な負担・年率	<b>1.9312%程度(税込)</b>		

その他の費用・手数料	当ファンド	財務諸表監査に関する費用	監査に係る手数料等(年額62万円(上限)および消費税)です。当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。
		信託事務の処理に要する諸費用等	法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。
	投資先ファンド	組入有効証券等の売買の際に発生する取引手数料	組入有効証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料等です。
		監査報酬	投資先ファンドの監査に関して監査法人に支払う手数料です。

※「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※手数料および費用等の合計額についてはファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続き・手数料等」をご覧ください。

### 【委託会社、その他関係法人】

委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社(設定・運用等)
	登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号
	加入協会 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の管理等)
販売会社	下記参照(募集・換金の取扱い・目論見書の交付等)

(2019年2月7日現在)

金融商品取引業者名(五十音順)		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
日木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第31号	○			
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBG日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
島大証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	○			
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
セントレード証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第74号	○		○	
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
丸近証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第35号	○			
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○			
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

**【投資リスク】投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。**

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ファンドのリスクは下記に限定されるものではありません。

## 《主な基準価額の変動要因》

## 1. 価格変動リスク(株価変動リスク)

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

## 2. 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

## 3. カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済状況等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安などが金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化や経済危機等が起こりやすいリスクもあります。さらに大きな政策転換、規制の強化、政治体制の大きな変化、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリー・リスクを伴います。

## 4. 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

## 5. その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、受付を中止することやあるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。

**ご留意いただきたい事項**

- 当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保障するものではありません。
- ファンドは、実質的に株式など値動きのある資産(また外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、市場環境等により基準価額は変動します。したがって元金保証および利回り保証のいずれもなく、運用実績によっては投資元本を割込むおそれがあります。
- ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。
- お申込みの際には、あらかじめまたは同時に投資信託説明書(交付目論見書)をお受取りいただき、必ず内容をご理解のうえ、お客様ご自身でご判断ください。
- 投資信託は預金や保険とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、元本や利回りの保証はありません。
- 販売会社が銀行等の登録金融機関の場合、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかります。